

(12) 年度別国庫(県費)補助事業一覧表

区分 年度	水道水源開発等施設整備事業			生活基盤施設耐震化等交付金事業			簡易水道施設整備事業				
	箇所	補助対象 事業費	国庫補助金	市町	補助対象 事業費	国庫補助金	箇所			補助対象 事業費	国庫補助金
							本土	離島	計		
平成元	5	1,149,490	556,968	-	-	-	18	19	37	3,489,461	1,538,397
2	6	724,561	340,665	-	-	-	24	19	43	3,929,541	1,697,615
3	7	1,093,113	499,677	-	-	-	19	18	37	4,847,840	2,114,668
4	8	1,624,468	710,512	-	-	-	28	25	53	5,715,988	2,502,573
5	8	2,393,314	1,141,563	-	-	-	26	20	46	7,252,032	3,093,722
6	11	1,482,760	693,366	-	-	-	25	21	46	6,424,715	2,660,723
7	8	1,190,040	524,536	-	-	-	30	21	51	8,022,505	3,288,328
8	9	1,343,870	597,423	-	-	-	25	21	46	6,358,243	2,653,143
9	11	1,573,943	695,915	-	-	-	24	21	45	7,197,862	3,143,872
10	16	3,288,691	1,434,932	-	-	-	36	25	61	11,241,398	4,800,921
11	13	2,842,909	1,122,767	-	-	-	25	23	48	6,653,107	2,896,989
12	12	912,199	335,471	-	-	-	19	21	40	5,141,099	2,212,723
13	8	1,168,797	386,010	-	-	-	17	22	39	5,687,341	2,416,141
14	11	2,099,779	698,645	-	-	-	16	14	30	3,601,682	1,578,310
15	10	1,433,483	490,554	-	-	-	16	15	31	4,842,390	2,129,261
16	7	1,382,951	471,918	-	-	-	19	20	39	5,086,646	2,249,733
17	7	2,295,085	781,738	-	-	-	15	14	29	3,830,808	1,649,424
18	7	1,152,119	397,422	-	-	-	17	11	28	3,699,853	1,539,374
19	6	727,600	253,927	-	-	-	14	6	20	2,887,730	1,196,905
20	7	1,084,466	396,135	-	-	-	11	7	18	2,660,289	1,081,200
21	6	713,870	280,327	-	-	-	12	9	21	3,355,346	1,216,282
22	7	571,517	176,595	-	-	-	15	13	28	4,525,521	1,714,571
23	3	1,129,505	371,987	-	-	-	11	11	22	3,798,935	1,477,751
24	2	1,877,138	625,712	-	-	-	13	12	25	5,805,803	2,184,486
25	3	1,321,506	437,406	-	-	-	11	9	20	3,294,598	1,220,745
26	5	1,284,416	428,137	-	-	-	16	14	30	3,810,428	1,442,592
27	3	591,952	197,317	1	360,126	120,042	9	1	10	2,309,502	797,088
28	3	313,584	104,528	7	2,594,927	971,595	15	7	22	3,490,737	1,380,510
29	3	591,952	197,317	6	1,748,611	636,857	9	1	10	2,309,502	797,088
30	2	311,078	153,764	6	1,837,090	644,944	6	1	7	894,476	325,219
令和元	4	605,174	263,608	7	2,673,476	950,705	3	2	5	1,341,430	547,360
2	5	1,391,860	441,204	9	3,108,502	1,010,261	0	2	2	240,000	120,000
3	3	921,583	302,750	9	3,214,157	1,093,101	0	2	2	200,000	100,000
4	6	450,591	203,005	8	2,354,163	796,241	1	5	6	350,000	173,700
5	3	542,428	233,730	7	4,346,213	1,475,070	2	7	9	734,130	351,559

※ 13、14年度は貸付金事業を含む。

(13) 令和5年度国庫補助事業一覧

R6.11.22時点

水道水源開発等施設整備事業

(単位：千円)

補助事業者名	地区(事業)名	工期	年度総事業費	国庫補助基本額	補助率	国庫補助額	備考
佐世保市	石木ダム	S50-R7	434,000	433,300	1/2	216,650	負担金 (率35%)
諫早市	高度浄水処理施設	R5-R5	43,304	43,304	1/4	10,825	
諫早市	高度浄水処理施設	R5-R5	25,022	25,022	1/4	6,255	
計	3地区	-	502,326	501,626	-	233,730	-

生活基盤施設耐震化等交付金

(単位：千円)

補助事業者名	事業名	計画期間	年度総事業費	国庫補助基本額	補助率	国庫補助額	備考
長崎市	緊急時給水拠点確保等 基幹構造物(補強)	H27-R12	1,225,289	165,155	1/3	55,051	
長崎市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	H30-R12	938,893	635,000	1/3	211,666	
長崎市	水道未普及地域解消 給水区域内無水源	R2-R6	316,169	303,738	1/4	121,495	宮摺
長崎市	水道未普及地域解消 飛地区域	R2-R6	39,483	34,263	1/3	13,705	以下宿
長崎市	緊急時給水拠点確保等 基幹構造物(改築更新)	H27-R12	126,370	6,702	1/3	2,234	<補正>
長崎市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	H30-R12	1,182,000	1,182,000	1/3	394,000	<補正>
長崎市	水道未普及地域解消 給水区域内無水源	R2-R6	195,138	195,138	1/4	78,055	宮摺 <補正>
長崎市	水道未普及地域解消 飛地区域	R2-R6	14,848	14,848	1/3	5,938	以下宿 <補正>
佐世保市	緊急時給水拠点確保等 重要給水施設配水管	H30-R11	82,881	74,389	1/4	18,597	
佐世保市	水道未普及地域解消 飛地区域	R1-R5	59,783	20,420	4/10	8,168	十文野
佐世保市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	R2-R17	652,880	652,880	1/3	217,626	
佐世保市	緊急時給水拠点確保等 大容量送水管	R3-R12	50,985	50,985	1/4	12,746	
佐世保市	水道未普及地域解消 区域拡張	R3-R6	179,664	176,864	4/10	70,745	鹿町木場
島原市	緊急時給水拠点確保等 基幹構造物(改築更新)	H30-R5	230,436	5,360	1/4	1,340	
平戸市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	R2-R9	104,411	100,000	1/3	33,333	
平戸市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	R2-R9	100,000	100,000	1/3	33,333	<補正>
平戸市	水道未普及地域解消 飛地区域	R3-R6	114,937	112,000	4/10	44,800	主師
壱岐市	遠隔監視システム整備費	R2-R8	124,161	124,040	1/4	31,010	
南島原市	緊急時給水拠点確保等 重要給水施設配水管	R2-R5	50,686	43,999	1/4	10,999	有家
南島原市	緊急時給水拠点確保等 重要給水施設配水管	R4-R5	38,626	38,256	1/4	9,564	口之津
南島原市	緊急時給水拠点確保等 重要給水施設配水管	H30-R7	4,585	4,585	1/4	1,146	西有家
新上五島町	生活基盤、基幹改良	H25-R16	106,679	92,482	1/2	46,241	有川
計	6市1町	-	5,938,904	4,133,104	-	1,421,792	-

簡易水道施設整備事業

(単位：千円)

市町村名	地区名	工期	年度総事業費	国庫補助 基本額	補助率	国庫 補助額	備考
佐世保市	宮	R4-R5	25,429	24,142	1/3	8,047	統合整備
東彼杵町	川内	R4-R5	121,532	114,818	4/10	45,927	統合 簡易水道
計	2地区	-	146,961	138,960	-	53,974	-

離島簡易水道施設整備事業

(単位：千円)

市町村名	地区名	工期	年度総事業費	国庫補助 基本額	補助率	国庫 補助額	備考
対馬市	中央	H29-R7	104,637	100,000	1/2	50,000	生活基盤 基幹改良
対馬市	三根	R1-R5	63,033	60,000	1/2	30,000	生活基盤 基幹改良
対馬市	中西部	R4-R9	51,264	50,000	1/2	25,000	生活基盤 基幹改良
五島市	玉之浦	R5-R8	153,288	149,171	1/2	74,585	生活基盤 基幹改良
新上五島	上北五島部	H26-R7	103,198	96,000	1/2	48,000	生活基盤 基幹改良
新上五島	若松島	H27-R7	117,326	110,000	1/2	55,000	生活基盤 基幹改良
新上五島	崎浦	H28-R10	33,915	30,000	1/2	15,000	生活基盤 基幹改良
計	7地区	-	626,661	595,171	-	297,585	-

(14) 国庫補助対象事業一覧表（平成22年度改正後）

① 簡易水道等施設整備費国庫補助金

※令和6年度から所轄省庁が厚生労働省から国土交通省に移管され、水道施設整備国庫補助金となったが各種事業名はそのまま継続

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採択要件
市町村が策定し、国土交通大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づく事業			
水道未	新設	給水人口 101人以上 5,000人以下	法第6条の認可 (簡易水道事業)
	新設	給水人口 10人以上 100人以下	——
普及	飛地	給水人口 101人以上 5,000人以下	法第10条の認可 (簡易水道事業) (上水道事業)
	飛地	給水人口 10人以上 100人以下	——
地域	飛地	給水人口 10人以上 100人以下	——
	飛地	給水人口 10人以上 100人以下	——
解消	飛地	給水人口 10人以上 100人以下	——
	飛地	給水人口 10人以上 100人以下	——
事業	区域	給水人口 10人以上 5,000人以下	法第10条認可 (簡易水道事業)
	区域	給水人口 10人以上 100人以下	——

注1 下線部分は、地下水汚染等地域又は財政力指数0.30以下の市町村はこの限りでない。

注2 国庫補助対象事業に要する費用（全体工期に係る補助対象事業費）が1,000万円に満たない事業を除く（全事業共通）

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 要 件
簡 易 水 道 再 編 推 進 事 業	統合簡易水道	法第6条、 第10条認可 (簡易水道事業) (上水道事業)	別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって下記のア、イ又はウのいずれかに該当する事業。 ア 市町村策定の「統合簡易水道施設整備計画」に基づく、水道未普及地域解消事業(51人以上)及び生活基盤近代化事業の対象施設整備並びに基幹的施設の施設の新設事業 イ 統合簡易水道施設の区域内で水源が枯渇し、水源確保が困難な場合、原則として200m以上の距離を有する他の水道事業から浄水を受けることが最も経済的、合理的であって国土交通大臣が必要と認めたもの ウ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業。
	簡易水道統合整備事業	法第6条、 第10条認可 (上水道事業)	別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって下記のアまたはイに該当する事業。 ア 市町村策定の「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備に必要な水道未普及地域解消事業(51人以上)及び生活基盤近代化事業の対象施設整備並びに基幹的施設の施設の新設事業 イ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業
生 活 基 盤 近 代 化 事 業	増 補 改 良 簡易水道施設	法第10条認可 (簡易水道事業)	別記注4の簡易水道施設又は飲料水供給施設であって下記の①～⑤のいずれかに該当する事業。 (①については特定経営状況事業に該当すること) なお、平成19年度以降に上水道に統合された簡易水道等は当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であること、また、他の水道施設から原則として200m以上離れていること ①水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業であって、次のア及びイに該当すること ア 水源枯渇又は区域内人口の増加、若しくは生活改善等に伴う使用水量の増加により、当初の計画水量では需要に足ることができなくなったものであること。 イ 湯水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。 ②「水質基準に関する省令」による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業 ③鉛製管の更新を行う事業 ④クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設 ・紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業 ⑤有機フッ素化合物(PFOS又はPFOAに限る)による汚染に対処するための活性炭処理施設等の整備又は代替えして開発する水源の整備事業
	飲料水供給施設	—	

注3 統合簡易水道とは、既存の簡易水道の統合整備、又は既存の簡易水道と飲料水供給施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた水道を言う。(統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備、統合と合わせ未給水区域への施設整備を含む)

注4 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設または特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設。平成31年度までは簡易水道事業統合計画が策定され、統合の対象とされているものは補助の対象となる。(ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして国土交通省が承認した事業に限る)

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 要 件	
生 活 基 盤 近 代 化 事 業	増 補 改 良	簡易水道 施 設	<p>法第10条認可 (簡易水道事業)</p>	
		飲 料 水 供 給 施 設		—
	基 幹 改 良	簡易水道 施 設	<p>法第10条認可 (簡易水道事業) (上水道事業)</p>	<p>別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した基幹的施設の廃止・新設事業で次のいずれかに該当するもの。</p> <p>なお、平成19年度以降に上水道に統合された簡易水道等は当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であること、また、他の水道施設から原則として200m以上離れていること</p> <p>①竣工後原則として40年以上経過した構築物</p> <p>②設置後原則として10年以上経過した機械、装置（関連する構築物を含む）</p> <p>③布設後20年以上経過した管路。但し、各施設ごとの管路延長又は全管路延長の20%以上（財政力指数が0.30以下の市町村においては10%以上、特定市町村の場合においては15%以上、また、鑄鉄管及びコンクリート管の更新については管路延長要件を適用しない）の改良を行うもの。</p> <p>④竣工後20年以上経過した離島簡易水道の海底送水管の布設替事業で国土交通大臣が必要と認めたもの。</p> <p>⑤地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における、地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業。</p>
		飲 料 水 供 給 施 設 (離島のみ)		
	水 量 拡 張	簡易水道 施 設	<p>法第10条認可 (簡易水道事業)</p>	<p>別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって計画給水量を従前の計画給水量の20%以上拡張する事業〔この事業を行うために必要な基幹改良事業（生活基盤近代化事業の対象）を含む。〕</p> <p>なお、平成19年度以降に上水道に統合された簡易水道等は当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上であること、また、他の水道施設から原則として200m以上離れていること</p>
		飲 料 水 供 給 施 設		

注5 「特定簡易水道事業」及び「特定飲料水供給施設」とは、事業経営者が同一であって次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する簡易水道事業または飲料水供給施設。

- ア、会計が同一であるもの
- イ、水道施設が接続しているもの
- ウ、道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。

注6 「特定経営状況事業」とは、給水原価が全簡易水道事業の平均の半分以上であって、供給単価が全簡易水道事業の平均の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業。

(平成31年度適用価格)

全国簡易水道事業の給水原価の平均	312.86円/㎡
全国簡易水道事業の供給単価の平均	168.04円/㎡

4. 国庫補助対象施設

1 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費

- (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設
- (2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設
- (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設
- (4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設
- (5) 飲料水供給施設にあっては(1)～(4)のほか給水に必要な施設で屋外に新設する部分

ただし、次のものを除く。

- ア 給水栓
- イ 立上り管

- (6) 放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーペイメータ）

2 1には次に掲げる施設を含まない。

- (1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所、仮設倉庫を除く）
- (2) 門、柵、塀、植樹、その他簡易水道の維持管理に必要な施設
- (3) 給水装置

3 補助対象の計画1人1日最大給水量は、500ℓ（地方生活基盤整備水道事業は625ℓ）である。

5. 補助率

1 簡易水道施設

区 分	単位管延長	補助率
財政力指数	0.30を超える市町村	
	20m以上	4/10
	6m以上20m未満	1/3
	6m未満	1/4
	0.30以下の市町村 但し、単位管路延長が	7m以上
	7m未満	1/3
渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業	1m以上	4/10
放射線量分析機器		1/4
2 飲料水供給施設		4/10
3 離島簡易水道事業（上記1、2に関係なく）		1/2

注7 財政力指数：地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で、当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値

注8 単位管延長の算出方法：今回布設管延長÷計画給水人口

①今回布設管延長は、補助事業で整備する管の延長

②計画給水人口は、

- ア 区域拡張の場合は拡張区域の計画給水人口
- イ 統合の場合は統合後の計画給水人口
- ウ 無水源の場合は無水源地域の計画給水人口

③管路の基幹改良の場合は、導水管、送水管、配水管、全管路に区分し算出する。

② 水道水源開発等施設整備費国庫補助金

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準
水道 水源 開発 施設	①水道水源 開発施設	法第6条、 第10条の認可	ア 水道事業は、資本単価が90円/㎡以上であること。 イ 水道用水供給事業は、資本単価が70円/㎡以上であること。 ウ 濁水に対応するため、国土交通大臣が認める海水淡水化施設の緊急整備事業で、水道事業で資本単価が35円/㎡以上、水道用水供給事業で資本単価が25円/㎡以上であること。
	②遠距離 導水等施設		水路延長が7km以上で、水道水源開発施設整備費の国庫補助事業と一体のもの
高度 浄水 施設 等	③高度浄水施設等	法第6条、 第10条の認可	ア 高度浄水施設の整備が特に必要であると認められる事業であること。 イ 水道事業は、資本単価が90円/㎡以上であること。 水道用水供給事業は、資本単価が70円/㎡以上であること。

注1) 海水淡水化施設整備の補助対象施設について

①逆浸透膜方式施設

原水設備、調整設備（薬品注入設備を含む）、逆浸透設備、放流設備、電気・機械及び計装設備

②電気透析方式施設

原水設備、調整設備（薬品注入設備を含む）、電気透析設備、放流設備、電気・機械及び計装設備

注2) 代替水源施設整備について

代替水源施設整備は有機フッ素化合物（PFOS・PFOAに限る）又はクリプトスポリジウムによる水道水源の汚染対応

4. 補助対象施設	5. 補助率
ダム、堰、水路、海水淡水化施設（注1） 又は密接な関連を有する施設	ア及びイに該当する事業 1 / 3 平成21年度以前に採択された事業であって、 水道事業で資本単価が140円/m ³ 以上、水道用水 供給事業で資本単価が100円/m ³ 以上の場合 1 / 2 但し、平成6年以前に採択された事業であって、 用水単価190円/m ³ 以上かつ資本単価120円/m ³ 以上 であること。 ウに該当する事業 1 / 2
取水施設、導水施設	
高度浄水施設整備 （生物処理施設、オゾン処理施設、活性炭処理施設、 ストリッピング処理施設等） 水道原水水質改善 代替水源施設整備（注2）	1 / 3 但し、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による 汚染に対処するための事業で、イの基準に満たない事業 1 / 4 離島振興対策実施地域に指定された地域 1 / 2

③ 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全交付金事業）

○水道・下水道事業

1. 交付対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準
水道未普及地域解消事業			補助金事業に同じ
簡易水道再編推進事業			補助金事業に同じ
生活基盤近代化事業			補助金事業に同じ
高度浄水施設等整備費			補助金事業に同じ
緊急 時給 水拠 点確 保等 事業	配 水 池	法第6条 第10条の認可	(各施設共通の基準) ア 地震等対策地域等における事業であること。 イ 資本単価が90円/㎡以上であること。(平成21年度以前採択は70円/㎡以上)
	緊急時用連絡管		計画1日最大給水量の10時間分を越え、 12時間までの容量の配水池を整備する事業であること。
	貯 留 施 設		緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業者等の間若しくは同一の水道事業者体内で 水道水を相互融通できる施設を整備する事業であること。
	緊急遮断弁		送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業である こと。
	大 容 量 送 水 管		緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であるこ と。
	重要給水施設配水管		基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であって、耐震機能を 有するものを整備する事業であること。
	基幹水道構造物の耐震化事業		配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの 補強事業又は改築・更新事業
水 道 管 路 耐 震 化 等 推 進 事 業	水道管路緊急改善事業	法第6条 第10条の認可	1 1ヶ月に10m ³ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度通知の平均料金 より高く、給水収益に占める企業債残高が毎年度通知する値より高い上水道 事業者であること。 2 1に該当しない上水道事業者で、1ヶ月に10m ³ 使用した場合の家庭用の水道 料金が、毎年度通知の平均料金より高く、有収密度が毎年度通知する平均値 より低い上水道事業者であること。 3 1に該当しない上水道事業者で、給水収益に占める企業債残高が毎年度 通知する値より高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。 4 水道用水供給事業者であること。 ただし、次のいずれかの事業については1から4の条件は付さない ア. コンセッション方式導入のために実施する事業。なお交付額は5億円を 上限とする。 イ. ア以外のウォーターPPP導入のために実施する事業。なお交付額は1億 円を上限とする。
	管路近代化事業		直結給水を実施するための事業で、都市計画法に基づく市街化区域の配水施設整備で資本 単価が140円/㎡以上であること。
	鉛管更新事業		鉛管の更新事業で、資本単価が90円/㎡以上であること。
	基幹管路耐震化整備事業		災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、国土交通大臣が必要と認める配水管の耐震化 事業であること。
	海底送・配水管更新事業		令和7年度以前に採択された海底送・配水管更新計画に基づく事業 ①資本単価が90円/㎡以上であること。 ②事業の対象となる海底送水管・改定配水管の代替水源が存在しないこと。

4. 補助対象施設	5. 補助率
配水池及び配水池と密接な関連を有する送水管及び配水管（既設管との連絡部分のみ）、塩素注入設備、計装設備、仕切弁、緊急遮断弁等、ポンプ	1 / 4
導水管、送水管、配水管、ポンプ、計装機器等	ただし、平成27年度以前に採択された事業 1 / 3
貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する貯水施設、配水管、送水管（既設管との連絡部分のみ）、給水管、給水栓、給水ポンプ	離島振興対策実施地域に指定された地域 1 / 2
緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する非常用電源設備、伸縮可壊管	(重要給水施設配水管においては、簡易水道事業者の場合、別途補助率要件あり)
送水管及び立坑施設	
重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設	
取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設等	
布設後40年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新 （ただし、塩化ビニル管及びダクタイル鑄鉄管は耐震性の低い継手を有するものに限り）	1 / 3 離島振興対策実施地域に指定された地域 1 / 2
石綿セメント管、布設後20年以上経過した塩化ビニル管、鑄鉄管及び鋼管等の管路更新、ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新等	1 / 4 但し、平成27年度以前に採択された事業及び財政 1 / 3 再建団体が行う事業 離島振興対策実施地域に指定された地域 1 / 2
鉛管である導水管、送水管、配水管	1 / 4 但し、平成27年度以前に採択された事業及び財政 1 / 3 再建団体が行う事業 離島振興対策実施地域に指定された地域 1 / 2
導水管、送水管、配水管	1 / 3 但し、平成27年度以前に採択された事業及び財政 1 / 2 再建団体が行う事業 離島振興対策実施地域に指定された地域 1 / 2
布設後20年以上が経過した海底送水管・海底配水管	1 / 3 離島振興対策実施地域に指定された地域 1 / 2

1. 交付対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準
水道事業運営基盤強化推進事業	広域化事業		事業開始後5年以内に広域化を実現する事業で、全体計画は10年間で令和16年度までの時限事業。
	運営基盤強化等事業		広域化事業に係る対象施設の整備事業費を上限に、広域化後の圏域における運営基盤強化の施設整備に関する事業。
	水道施設共同化事業		水道基盤強化計画等において、将来的に3事業者以上で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の2以上の事業者で実施する共同の水道施設の建設事業であって、資本単価90円/m ³ 以上の水道事業者又は資本単価70円/m ³ 以上の水道用水供給事業者が実施する事業であること。
	水道施設再編推進事業		ア 資本単価が水道事業にあつては90円/m ³ 以上、水道用水供給事業にあつては70円/m ³ 以上であること。 イ 公表された施設整備計画に基づき、同一系統において3施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること。
	水道施設台帳電子化促進事業		広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の電子化がされていない水道事業者等が、行政区域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業。
	特定広域化施設整備費	法第6条 第10条の認可	ア 現在居住人口が原則として50万人以上で、給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 イ 広域的水道整備計画（水道法第5条の2）に基づく事業であること。 ウ 水道事業は、資本単価が140円/m ³ 以上であること。水道用水供給事業は、資本単価が100円/m ³ 以上であること。 エ 平成26年度以前に採択された事業。
	一般広域化施設整備費		ア 現在居住人口が原則として50万人以上で、給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 イ 水道事業は、資本単価が140円/m ³ 以上であること。水道用水供給事業は、資本単価が100円/m ³ 以上であること。 ウ 資本単価が140円/m ³ 以上であること。 エ 平成21年度以前に採択された事業。
	広域化促進地域上水道施設整備費		ア 広域的水道整備計画（水道法第5条の2）の区域内の水道事業で、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。 イ 計画給水人口又は計画給水量が20%以上増加する新設又は拡張事業であること。 ウ 資本単価が140円/m ³ 以上であること。 エ 平成26年度以前に採択された事業。
水道広域化促進事業費		ア 給水人口が概ね10万人以下、かつ資本単価が90円/m ³ 以上の水道事業を統合の対象に含むこと。 イ 経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。 ウ 平成26年度以前に採択された事業。	
水道水源自動監視施設等整備事業	水道水源自動監視施設整備費	法第6条 第10条の認可	水道水源自動監視施設の設備が必要であると認められる事業で、2以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業であること。
	遠隔監視システム整備費		簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業を統合することを契機に施設の管理水準を維持し、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業であること。

4. 補助対象施設	5. 補助率
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設及び事務関係システム	1/3
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設及び送配水施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路を除く）	1/3
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3
浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）	1/3 離島振興対策実施地域に指定された地域 1/2
需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費） 役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料） 委託料、使用料及び賃借料	1/3
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/4
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3
理化学的指標検査装置（濁度、電気伝導度、pH等）、 生物指標検査装置（魚類等生物を利用）、サンプリング装置、 ろ過装置、テレメータ、監視盤及びその他附帯機器	1/4
計装用機器（流量計測、水位計測、水圧計測、水質計測等）、監視 操作設備、制御設備、伝送設備及びその他附帯設備	1/4

④上下水道一体効率化・基盤強化推進事業

1. 交付対象事業	2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準
		<p>(全体事項)</p> <p>事業主体は、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。</p>
上下水道施設再編推進事業	—	上下水道で一体的な水道施設・下水道施設の施設再編計画を策定する事業であること。
上下水道施設再編推進事業	—	上下水道で一体的な水道施設・下水道施設の耐震化計画を策定する事業であること。
官民連携等基盤強化推進事業	—	ウォーターPPPの導入及び水道事業におけるウォーターPPP以外の官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画策定を実施する事業。
上下水道DX推進事業	—	IoT技術などの新技術（以下「新技術」という。）を用いた業務の効率化や付加価値の高い上下水道サービスの実現を図る施設整備を行う事業
業務継続計画策定事業	—	水道・下水道施設が被災した場合でも、より速やかにかつ高いレベルで水道・下水道が果たすべき機能を維持・回復させることを目的とした業務継続計画を策定する事業
汚泥資源肥料利用推進事業	—	汚泥資源等の肥料利用に関する調査等を実施する事業

4. 補助対象経費	5. 補助率
上下水道が一体的に行う、水道、下水道の施設再編に向けた計画策定に要する経費	1/2
上下水道が一体的に行う、水道、下水道の耐震化する計画策定に要する経費	1/2
<p>① ウォーターPPPの導入に向けた次に掲げる事業とする。 (他分野と一体となって行うこともできる。なお、他分野については、管理・更新一体マネジメント方式(以下「レベル3.5」という。)の要件(①長期契約(原則10年間)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア)を満たすことが望ましい。)</p> <p>(ア) 導入可能性調査 (イ) 資産評価(デューデリジェンス) (ウ) 実施方針・公募資料作成 (エ) 事業者選定</p> <p>ただし、(ウ)及び(エ)は、レベル3.5にあつては、他分野や他の地方</p> <p>② 水道事業における官民連携(ウォーターPPPを除く。)の導入に向けた調査、検討及び計画策定等に要する経費</p>	<p>①(補助限度額は以下のとおりとする)</p> <p>1. コンセッション方式を導入するために行う事業 10/10 上限 5,000万円</p> <p>2. 1以外の事業であつて、他分野と一体となつて行う事業 上限 4,000万円</p> <p>3. 1以外の事業であつて、他の地方公共団体と一体となつて行う事業 上限 4,000万円</p> <p>4. それ以外の事業 上限 2,000万円</p> <p>② 1/3 (平成29年度以降に事業を開始した場合 1/4) ○時限: 令和9年度までの時限事業とする</p>
新技術を活用した業務の効率化や付加価値の高い上下水道サービスの実現を図る事業で新技術を活用した上下水道の設備と、あわせて整備する施設の整備に要する経費	<p>①水道、下水道いずれにも活用する新技術を導入する場合 1/2</p> <p>②水道 1/3</p>
業務継続計画策定に要する経費	<p>①上下水道一体の業務継続計画を策定する場合 1/2</p> <p>②水道のみを対象とする業務継続計画を策定する場合 1/3</p>
汚泥資源等の肥料利用のための汚泥の重金属や肥料成分の分析調査、計画策定、分析機器の導入に要する経費	<p>※補助限度額は以下のとおりとする 10/10</p> <p>①浄水発生土、下水汚泥を一体的に肥料利用する場合 3,000万円</p> <p>②下水汚泥のみを肥料利用する場合 2,000万円</p> <p>○時限: 令和12年度までの時限事業とする</p>

(15) 水質基準等一覧表

①水質基準（水道法第4条第2項に基づく項目（51項目））

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）

[最終改正 令和6年3月29日厚生労働省令第65号]

番号	区分	分類	項目	基準値
1	健康に関する項目	微生物	一般細菌	集落数：100/mL以下
2			大腸菌	検出されないこと
3		金属	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下
4			水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下
5			セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下
6			鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下
7			ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下
8			六価クロム化合物	0.02 mg/L以下
9		無機物	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下
10			シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下
11			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下
12			フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下
13			ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下
14		有機化学物質	四塩化炭素	0.002 mg/L以下
15			1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
16			シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
17			ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
18			テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
19			トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
20			ベンゼン	0.01 mg/L以下
21		消毒副生成物	塩素酸	0.6 mg/L以下
22			クロロ酢酸	0.02 mg/L以下
23			クロロホルム	0.06 mg/L以下
24			ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
25			ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下
26			臭素酸	0.01 mg/L以下
27			総トリハロメタン(23,25,29,30の総和)	0.1 mg/L以下
28			トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
29			ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下
30			ブロモホルム	0.09 mg/L以下
31		ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	
32	金属	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	
33		アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	
34		鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	
35		銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	
36	味覚	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	
37		色	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下
38	味覚	塩化物イオン	200 mg/L以下	
39		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	
40		蒸発残留物	500 mg/L以下	
41	発泡	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	
42		かび臭物質	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下
43	発泡	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	
44		非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	
45	味覚	フェノール類	0.005 mg/L以下	
46		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	
47	基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	
48		味	異常でないこと	
49		臭気	異常でないこと	
50		色度	5度以下	
51		濁度	2度以下	

②水質管理目標設定項目

(最終改正：令和6年3月21日付健生発0321第1号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)

番号	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下 (暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下
4	(削除)	(削除)
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
6	(削除)	(削除)
7	(削除)	(削除)
8	トルエン	0.4 mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下
11	(削除)	(削除)
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下 (暫定)
14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下 (暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1 mg/L以下
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 mg/L以上、100 mg/L以下
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下
19	遊離炭酸	20 mg/L以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下
21	メチルターブチルエーテル	0.02 mg/L以下
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下
23	臭気強度 (TON)	3以下
24	蒸発残留物	30 mg/L以上、200 mg/L以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1 mLの検水で形成される集落数が2,000以下 (暫定)
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和として0.00005mg/L以下 (暫定)

③農薬類（水質管理目標設定項目15の項）の対象農薬リスト

（最終改正：令和6年3月21日付厚生労働省健康・生活衛生局長通知）

番号	検査項目	用途	目標値 (mg/L)	番号	検査項目	用途	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	殺虫剤	0.05	31	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08	32	キャプタン	殺菌剤	0.3
3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	0.02	33	クミルロン	除草剤	0.03
4	EPN	殺虫剤	0.004	34	グリホサート	除草剤	2
5	MCPA	除草剤	0.005	35	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02
6	アシュラム	除草剤	0.9	36	クロメプロップ	除草剤	0.02
7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006	37	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001
8	アトラジン	除草剤	0.01	38	クロルピリホス	殺虫剤	0.003
9	アニロホス	除草剤	0.003	39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	40	シアナジン	除草剤	0.001
11	アラクロール	除草剤	0.03	41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001	43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01	44	ジクロロボス (DDVP)	殺虫剤	0.008
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	45	ジクワット	除草剤	0.01
16	イブフェンカルバゾン	除草剤	0.002	46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09	47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤、殺菌剤 (二硫化炭素として)	0.005
18	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006	48	ジチオビル	除草剤	0.009
19	インダノファン	除草剤	0.009	49	シハロホップブチル	除草剤	0.006
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03	50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003
21	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08	51	ジメタメトリン	除草剤	0.02
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01	52	ジメトエート	殺虫剤	0.05
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	53	シメトリン	除草剤	0.03
24	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03	54	ダイアジノン	殺虫剤、殺菌剤	0.003
25	オリサストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.1	55	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤 除草剤	0.8
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006	56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)
27	カフェンストール	殺虫剤、除草剤	0.008	57	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
28	カルタップ	殺虫剤、殺菌剤 除草剤	0.08	58	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02	59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
30	カルボフラン	代謝物	0.0003	60	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3

番号	検査項目	用途	目標値 (mg/L)	番号	検査項目	用途	目標値 (mg/L)
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02	91	プロチオホス	殺虫剤	0.007
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002	92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02	93	プロピザミド	除草剤	0.05
64	トリクロピル	除草剤	0.006	94	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03
65	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005	95	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
66	トリシクラゾール	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	96	ベノミル	殺菌剤	0.02
67	トリフルラリン	除草剤	0.06	97	ペンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
68	ナプロバミド	除草剤	0.03	98	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09
69	パラコート	除草剤	0.01	99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
70	ピペロホス	除草剤	0.0009	100	ベンタゾン	除草剤	0.2
71	ピラクロニル	除草剤	0.01	101	ベンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	102	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.02
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02	103	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	104	ベンフレセート	除草剤	0.07
75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005
76	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05	106	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.7
77	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005	107	メコプロップ (MCP)	除草剤	0.05
78	フェントロチオン (MEP)	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	108	メソミル	殺虫剤	0.03
79	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03	109	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2
80	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05	110	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004
81	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	111	メトミノストロピン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
82	フェントエート (PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007	112	メトリブジン	除草剤	0.03
83	フェントラザミド	除草剤	0.01	113	メフェナセット	除草剤	0.02
84	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1	114	メプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
85	ブタクロール	除草剤	0.03	115	モリネート	除草剤	0.005
86	ブタミホス	除草剤	0.02				
87	ブプロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02				
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03				
89	プレチラクロール	除草剤	0.05				
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09				

④要検討項目

(最終改正：令和6年3月21日付厚生水発0321第1号厚生労働省健康・生活衛生局水道課長通知)

番号	項目	目標値(mg/L)
1	銀及びその化合物	-
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	-
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	-
7	17-B-エストラジオール	0.00008 (暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	-
13	2,4-トルエンジアミン	-
14	2,6-トルエンジアミン	-
15	N,N-ジメチルアニリン	-
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L (暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	-
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定値)
21	ヒドラジン	-
22	1,2-ブタジエン	-
23	1,3-ブタジエン	-
24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
26	マイクロキスチン-L R	0.0008 (暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006 (暫定値) (TBTO)
28	ブロモクロロ酢酸	-
29	ブロモジクロロ酢酸	-
30	ジブロモクロロ酢酸	-
31	ブロモ酢酸	-
32	ジブロモ酢酸	-
33	トリブロモ酢酸	-
34	トリクロロアセトニトリル	-
35	ブロモクロロアセトニトリル	-
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	-
38	MX	0.001
39	削除	削除
40	キシレン	0.4
41	過塩素酸	0.025
42	削除	削除
43	削除	削除
44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
45	アニリン	0.02
46	キノリン	0.0001
47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02
48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2
49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	-